二項及び第二百七十二条の四十二第三項並びに第四十六条第二項、第四十八条の二第二項、第五十六条第十一項、第五十八条第六項、第五十八条の二第五項、第五十八条の四第三項、第五十八条の六第二項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第百五条第三項、第百五条の六第三項、第百十八条第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

［一～五　略］

［２～４　略］

（免許申請書の添付書類）

第六条　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～五　略］

六　取締役及び監査役（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役、指名委員会等設置会社（指名委員会等（法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役及び執行役）の履歴書

七　会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。以下同じ。）にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

［八～十三　略］

［２・３　略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～十七　略］

十八　法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号（社債権者集会の決議の省略）

十九～四十三　［略］

（保険業法施行令に係る電磁的方法）

第十四条の十　令第四条の五第一項又は第四条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十五条の二　法第十二条第二項に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

二項及び第二百七十二条の四十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第十一項、第五十八条第六項、第五十八条の二第五項、第五十八条の四第三項、第五十八条の六第二項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第百五条第三項、第百五条の六第三項、第百十八条第三項及び第二百十条の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

［一～五　同上］

［２～４　同上］

（免許申請書の添付書類）

第六条　［同上］

［一～五　同上］

六　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役及び執行役）の履歴書

七　会計参与設置会社（法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

［八～十三　同上］

［２・３　同上］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四　［同上］

［一～十七　同上］

［号を加える。］

十八～四十二　［同上］

（保険業法施行令に係る電磁的方法）

第十四条の十　令第四条の六第一項又は第四条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第十五条の二　法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第三百三十一条第一項第二号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百二条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。